

## 国立市告示第125号

下記の者については、令和8年度市民税・都民税・森林環境税納税通知書(令和7年度分)を所在不明のため送達することができなかった。

よって、地方税法第20条の2及び国立市市税賦課徴収条例第15条の規定により公示送達する。

なお、公告した書類については、国立市役所政策経営部課税課において保管し、送達を受けるべき者から請求があったときは、速やかにこれを交付する。

令和8年6月11日

東京都国立市長 濱崎 真也

### 記

#### 1 通知の内容

地方税法第1条第1項第6号の規定による納税通知書

#### 2 送達を受けるべき者は次のとおりである。

過年度(令和7年度)

No.	納税義務者名
1	EDWIN ANUGRAH
2	I MADE PERI YUDA
3	I MADE ARIAWAN
4	I PUTU ADI MULIAWAN